

東尾張病院 地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 平成19年2月28日(水) 15:00 ~ 16:25
2. 場 所 東尾張病院ダイケア棟視聴覚室
3. 出席者 地域住民代表委員、関係機関委員、病院長ほか 委員28名
4. 概 要

2月1日(木)発生した離院事故について、資料に基づき原因分析・改善策を説明し概ね了承された。(対策工事着手についても了承された)

広報体制についても基本的に了承されたが、小学校等への対応については自治体関係者と調整することとなった。

近隣住民が「ザ・パーク」の参加はなかった。

【 主な意見 】

委員 1

- ・ 広報体制案は概ね問題ない。このような情報もらえれば自治会内への対応もできる。
- ・ 対策工事案も概ね問題ないと思うが、公園側の1.8Mフェンスの改修はどうなるのか。
 - ・ 公園側のフェンス更新についても対応する。

委員 2

- ・ 中庭レクは再開するのか。
 - ・ (対策工事等実施のうえ)安全が確認できるまでは再開しない。

委員 3

- ・ 人間は想定外の対応するものであり、常にハードの点検、ソフト面の研修をすることが重要。また、中庭レクでの人員配置について、1:1+1名の対応ができると良い。

委員 4

- ・ ハード面について、例えばフェンスに電気流すことや、GPS 持たせるなど、もっと根本的な対応取れないのか。

委員 5

- ・ フェンスの返しについて、有刺鉄線をつけてはどうか。
 - ・ 返しの形については検討中だが、既存1病棟のフェンス返しと同じ物を考えている。
 - ・ いずれの形にするとしても、工事中、本当に離院防止効果があるのか確認する事としているので、ご了承いただきたい。

委員 6

- ・ 対策工事はいつ行なうのか。
 - ・ 本日の会議で了承いただき次第、契約事務を進めたいと考えているが、早くても4月頃の工事開始になると思われる。

委員 7

- ・ 一般住民への広報は、我々自治会長委員がしなくて良い、とあっていいか。
 - ・ 必要に応じ、病院車により広報活動するので特にしなくて良いが、住民の方から質問等があった場合には、広報文にそってお答えいただければありがたい。

委員 2

- ・ 広報文面の「離院した」という表現はわかりにくい。

委員 8

- ・ 一般住民に変に不安を与えないような、わかりやすい言葉にすると良い。

委員 3

- ・ 警察が広報活動すると、逆に住民に不安感を与えてしまうので、よく考えて行動しなければならない。
- ・ 今回の件について、住民から何かあったのか、と聞いてきたが、警察は音楽を流しながら警邏活動をしていた、というスタンスで動くことしかできない。

委員 9

- ・ 区としても協力できるところは協力したいが、区の広報車にも限りがあるので、具体的にどのような行動が取れるのかは未確定。

委員 5

- ・ 子供達のことを心配だ。 学校への連絡はどうするのか。

委員 6

- ・ 今回提示された広報案については、病院の判断で動くことなど改善されており、非常に動きやすくなった、と思っている。
- ・ 学校への連絡については、前回も市で判断しており、各自治体で判断するのが妥当だと思う。今回、知りたい情報が整理されたので、市の対応は可能と考える。

委員 10

- ・ 各自治体の動きに温度差がないよう、統一して対応する方が良い。
- ・ 学校にも色々あり、どの範囲まで連絡するのかなど、もう少し具体的に検討して、ある程度のルールを構築しておいた方が良いと思う。

委員 11

- ・ 住民には色々厳しい意見を持つ人もあるが、病院に対する偏見のようなものがあるからだと思う。 病院は各地区へコミュニティ活動するなど、積極的に活動することも必要。

委員 12

- ・ 小学校、幼稚園、保育園など色々あると思うが、病院から各学校長にもこの広報文を送付してはどうか。
 - ・ 色々ご意見いただき感謝する。
 - ・ 各地区へのコミュニティ活動については、積極的に行なっていきたい。
 - ・ 学校への広報をどうするかについては、別途、自治体関係者と協議のうえ、後日、結論について各委員に報告することとしたい。

委員 2

- ・ 患者にユニフォームを着せることはできないのか。
 - ・ 病衣貸与という制度はあるが、精神科病院では患者の人権問題が絡み困難。
 - ・ 各患者の服装については、日々把握するよう努める所存である。

委員 12

- ・ 病院の立場は理解できるが、もう少し住民の側に視点を置いて考えて欲しい。
- ・ ところで、今回の件について、厚生労働省の責任はどうなっているのか。

委員 13

- ・ 今回の件について、監督官庁である国としても反省している。
- ・ 厚生労働省としては、二度と同様の事件を起こさないよう東尾張病院を指導するとともに、厚生労働省から注意喚起文書を出すなど、他の施設への指導監督も強化しているところ。また、これから指定病棟を設置する病院にも今回の教訓を反映していく考えである。
- ・ なお、2/7に東尾張病院に対し法令に基づく立入調査を実施し、ハード・ソフト対策の実施や広報体制見直しについて指示し、今回の会議が開催されている。

委員 1 2

- ・ 国としてもいろいろ対応しているようだが、やはり国にも設置責任はあると思っている。
- ・ 改修対応するのは良いが、病院に対し予算面など国としてバックアップして欲しい。

委員 1 4

- ・ 今回の件について、マスコミへの対応など時間の経過によって対応が変わるのか。

委員 1 3

- ・ 今回のケースでは、早くに解決できたのでマスコミ公表に至らなかったが、夕方まで発見できない場合はマスコミ公表が必要、との判断をするところだった。
- ・ マスコミ公表については、情報提供求めるなど、対象者の保護の観点で実施することになるが、他害行為のリスク判断や時間の経過具合などケースバイケースで判断していくこととなる。
 - ・ マスコミ公表については、監督官庁と相談しながら実施したい。

委員 1 5

- ・ 我々には刑務所の脱走者より、精神患者の方が自分で判断できない分よけいにこわい、との思いがある。
 - また、病棟整備の際に反対してきた経緯もあることを承知して欲しい。
- ・ いずれにしても、このようなことを絶対に起こさない、という考えで臨んで欲しい。

病院

- ・ ご心配をおかけし申し訳ない。 また、いろいろご意見いただき感謝する。
- ・ 病院としても、このようなことは二度と起こさない、という覚悟で運営していく所存である。
- ・ 最後に、ハード面の対応含む改善策案及び広報体制案については概ね了承いただけた、ということではよろしいか。 さっそく工事契約を行なってよろしいか。

各委員から、特に反対の意見なく了承された。

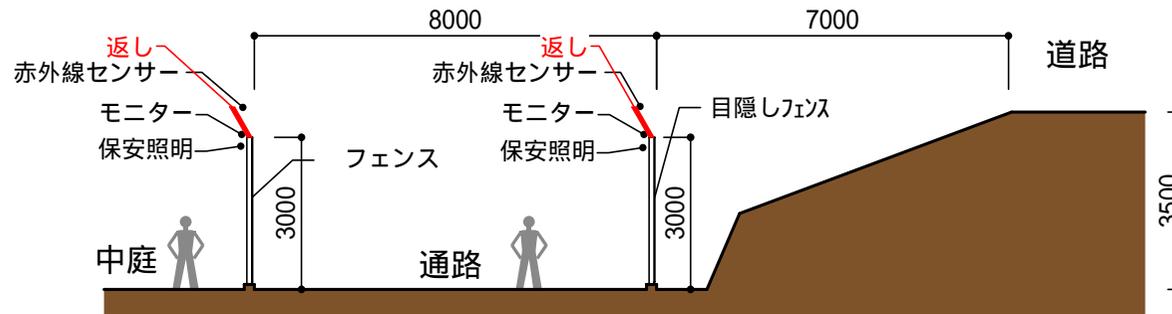
原因（問題点）分析と再発防止策

資料 2

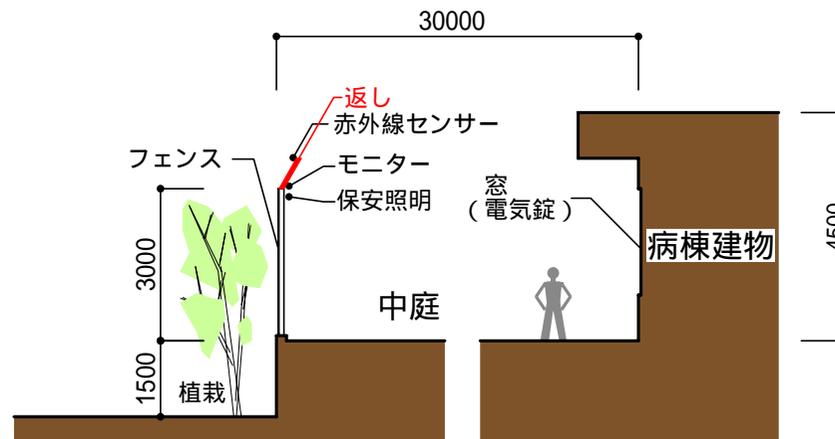
事項	原因及び問題点	再発防止策（案）
1. 構造設備 （ハード面）	<p>1. 感枠・両端を利用し、一部フェンスに登りやすい構造上の問題があった</p> <p>2. 建物構造全体について、離院を阻止できるかの観点での検証・確認が十分でなかった</p>	<p>1. 2/5（月）建物全体の総点検を実施、構造上の離院防止策を検討 構造上の離院防止策（案）</p> <ol style="list-style-type: none"> フェンス全体の上に「返し」を設置 手がかりとなる雨樋を移設 排煙窓網戸を強固な網戸に変更 <p>2. 上記防止策工事中に再検証を実施し、万一不備があれば更に見直し実施</p>
2. 人的体制等 （ソフト面）	<p>1. 職員の意識に通信・油断があった</p> <p>2. 構造上の安全性に対する疑問点など、職員ほかの率直な意見を吸い上げることができなかった</p> <p>3. 中庭レク時の職員役割分担（観察担当とレク担当）が明確でなかった</p> <p>4. 中庭レク参加者の症状情報等が担当職員全員に伝わっていないかつたため、離院行動予測ができなかった</p> <p>5. 病棟からの離院を想定した対応方法が定められていなかった（今回は既存のマニュアルに沿った対応）</p>	<p>1. 職員への定期的な危機管理教育及び訓練を実施する → 実施済</p> <p>2. 職員に対しては、あらゆる場面で安全性に対する疑問点や意見の吸い上げを行い、情報共有の徹底を周知する 更に、外部の方の意見を取り入れるため、地域連絡会議規程第6条に基づき「相談窓口」機能の周知及び活用を促進する → 実施済</p> <p>3. 中庭レク時の職員配置数及び配置位置を見直し、配置訓練を実施する 1. 常時、観察担当職員3名、レク担当職員4名の合計7名配置（特に急病期については職員比率は1:1体制とする） 2. 花壇エリアは使用せず、観察担当職員はコーナーなど要所で固定観察実施 → 実施済</p> <p>4. 患者情報の共有を図る 1. 毎週実施の他職種チームカンファレンスで最新の患者情報を共有する 2. 充分なプレミーティング行えるよう、急性期中庭レクを単独に行うなど工夫する → 実施済</p> <p>5. 既存無断退去防止マニュアルを見直し、離院防止・対応方法を明確にした → 資料4 参照</p>
3. 広報体制	<p>1. 地域連絡会議委員への伝達が「電話連絡」であったことと、担当者が少数だったため伝達に時間を要した 2. 伝達すべき情報内容があらかじめ定められていなかったため、情報が交錯した 3. 各委員の統一した対応方法が定められていなかったため、各委員の対応に混乱を起した 4. 委員以外の地域住民の方への連絡方法等が定められていなかった</p>	<p>○ 今回の地域連絡会議で検討をお願いしたい基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供及び連絡担当者複数確保のため、各委員に FAX 又はメール送信する（送付した旨電話連絡も実施する） 2. 情報提供は経過報告も含め速報継続し、解決報告により完了する 3. 必要に応じて病棟、病院車による広報活動を実施する 4. 必要に応じて病棟は、自治体関係委員に対し広報活動等具体的な要請を行う <p>→ 資料4 参照</p>

フェンス改修(案)

フェンスに忍び返しを設置します。



A-A断面図



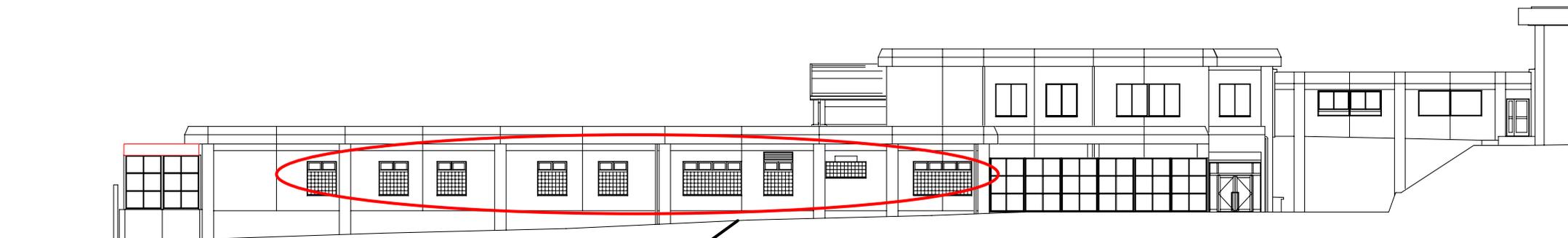
B-B断面図

樋改修(案)

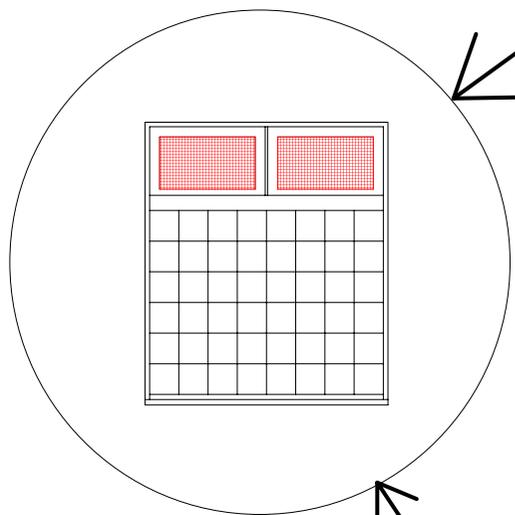
樋の位置を変更し、手掛かりを無くします。



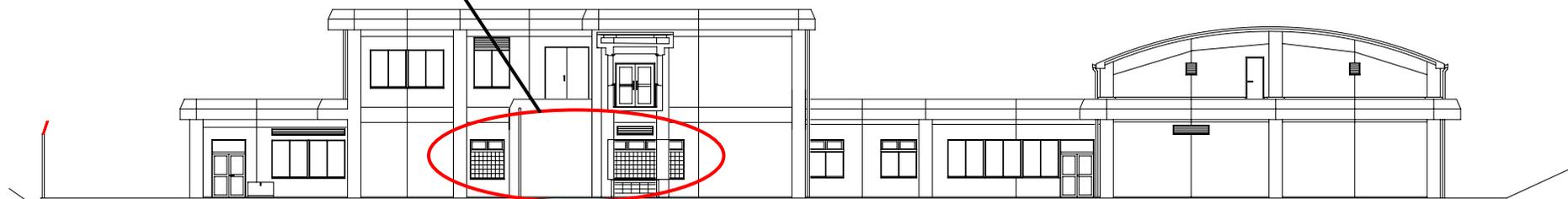
網戸改修(案)



東側立面図



東側排煙窓、北側排煙窓
ステンレス製の網戸から径の太い鉄製網戸に変更します。



北側立面図

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
地域連絡会議規程

(目的等)

第1条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、独立行政法人国立病院機構東尾張病院（以下「東尾張病院」という。）は、医療観察法病棟（以下「第3病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営状況及び医療観察法の施行状況等を報告し、かつ、意見交換を行なうこととする。

(規程の閲覧)

第2条 この規程は、地元関係者等が容易に閲覧できるように配慮する。

(構成員)

第3条 連絡会議の構成員は、下記のとおり地域住民構成員、関係自治体等構成員及び東尾張病院構成員により構成する。

一 地域住民構成員 名古屋市及び尾張旭市の該当学区代表者とする

二 関係自治体等構成員

- ・愛知県守山警察署
- ・名古屋市守山消防署
- ・愛知県健康福祉部障害福祉課
- ・名古屋市障害福祉課
- ・尾張旭市福祉課
- ・名古屋市守山保健所
- ・瀬戸保健所
- ・名古屋保護観察所
- ・東海北陸厚生局

二 東尾張病院構成員

院長、副院長、事務長、総看護師長、司法精神医学部長、副総看護師長、第3病棟看護師長

2 構成員の任期は特に定めないが、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

(開催方法等)

第4条 連絡会議は東尾張病院において開催することとし、その運営は下記により行う。

一 議長は院長とし、議事進行を行う

二 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する

三 開催回数は原則年1回とするが、各構成員から要請があった場合は、必要に応じ臨時の連絡会議を開催することができる

四 議長は必要に応じ構成員以外の者を出席させることができる

五 この会議の庶務は東尾張病院庶務係長が担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う

(議題等)

第5条 連絡会議の議題は下記のとおりとする。

- 一 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関すること
 - 二 東尾張病院全体の運営状況に関すること
 - 三 第3病棟の運営状況に関すること
 - 四 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
 - 五 その他 意見交換
- 2 前項第一号に定める情報提供は、第3病棟の患者数・年齢構成・病名等について行うこととするが、対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 広く地域住民等からの意見等を聴くため、東尾張病院内に恒常的な相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口の対応方法等は下記のとおりとする。
 - 一 窓口担当者は東尾張病院庶務係長とし、窓口責任者は事務長とする
 - 二 寄せられた意見等について、東尾張病院内で検討を加え、また必要に応じ関係機関とも調整のうえ、迅速に対処しなければならない
 - 三 対処内容等結果については、当事者に伝えるとともに、連絡会議、東尾張病院ホームページ、必要に応じ市又は区の広報等により周知する
 - 四 意見等を提出した者が不利益を受けないよう適切な配慮を行う

(附則)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

東尾張病院地域連絡会議
構 成 員 名 簿

平成19年2月28日現在

区 分	職 名	氏 名	備 考
【地域住民構成員】 名古屋市大森北学区	区政協力委員長 " 副委員長 志段味住宅自治会長 大森北一二自治会長		
名古屋市志段味西学区	区政協力委員長 吉根連合自治会長 名楽苑自治会長		
尾張旭市白鳳学校区連合自治会	白鳳連合自治会長 桜ヶ丘自治会長		
尾張旭市城山学校区連合自治会	城山連合自治会長 平子町自治会長		
11名			
【関係自治体等構成員】 愛知県守山警察署	地域課長 生活安全課長		
名古屋市守山消防署	消防第二課長		
愛知県健康福祉部	障害福祉課主幹		
名古屋市	障害福祉部主幹		
尾張旭市	福祉課長		
名古屋市守山保健所	予防課長		
瀬戸保健所	地域保健課長補佐		
名古屋保護観察所	次長		
東海北陸厚生局	医事課長		
10名			
【東尾張病院構成員】	院長 副院長 事務長 総看護師長 司法精神医学部長 副総看護師長 第3病棟看護師長		
7名			
28名			

※ 敬称略

独立行政法人国立病院機構東尾張病院
3病棟 無断退去防止マニュアル 改定 (案)

東尾張病院地域連絡会議 緊急時連絡表	2
無断退去時等の対応方法 (関係機関との調整状況も含む)	3
(無断退去者に対する医療観察法規定 法第 99 条)	3
(無断退去の定義)	3
(無断退去の防止)	3
(外出・外泊検討時の留意点)	3
(無断退去時介入)	3
(患者探索情報)	3
-平日日勤帯用- ■病棟内からの無断退去対応手順.....	4
-平日日勤帯用- ■外出時の無断退去対応手順.....	5
-平日日勤帯用- ■外泊時の無断退去対応手順.....	6
-時間外用- ■病棟内からの無断退去対応手順.....	7
-時間外用- ■外出時の無断退去対応手順.....	8
-時間外用- ■外泊時の無断退去時手順.....	9
患者探索情報	10
-時間内用- 3病棟緊急出動班.....	11
-時間外用- 3病棟緊急出動班.....	12
広報例 (第一報)	13
広報例 (第二報)	14
別紙	15
広報例 (最終報)	16

東尾張病院地域連絡会議
緊急時連絡表

取扱注意

平成19年2月28日現在

番号	区 分	役 職 名 氏 名	電 話 番 号	F A X 番 号	備 考
1	愛知県守山警察署 (無断退去時)	地域課長 生活安全課長	052-798-0110 "		
1	名古屋市守山消防署 (火災発生時)	消防第二課長	052-791-0119		
2	名古屋市大森北学区	区政協力委員長 " 副委員長 志段味住宅自治会長 大森北一二自治会長			書記
3	名古屋市志段味西学区	区政協力委員長 吉根連合自治会長 名楽苑自治会長			
4	尾張旭市白鳳学校区連 合自治会	白鳳連合自治会長 桜ヶ丘町内会長			
	尾張旭市城山学校区連 合自治会	城山連合自治会長 平子町自治会長			
5	愛知県健康福祉部	障害福祉課主幹	052-954-6294	052-954-6920	
	名古屋市健康福祉部	主幹	052-972-2531	052-951-3999	
	尾張旭市福祉部	福祉課長	0561-53-2111	0561-52-3749	
6	名古屋市守山保健所	予防課長	052-796-4624	052-796-0040	
	瀬戸保健所	地域保健課長補佐	0561-82-2196	0561-82-9188	
	名古屋保護観察所	次長	052-951-2949	052-968-2702	
	東海北陸厚生局	医事課長	052-971-8836	052-971-8876	

(留意事項)

1. 離院等の重大事故発生時には、迅速に各委員に対しあらかじめ定められた「文書書式」により連絡する。(ファックスなどを活用することとし、送付した旨電話連絡も行う)
2. 守山警察署又は守山消防署、住民代表委員への連絡を優先し、次に行政機関委員へ連絡する。
(担当) 事務長・司法医学部長 … 総括対応窓口 各委員等からの照会対応
庶務班長・庶務係長 … 各委員へファックス送信
総看護師長 … 1. 2委員への電話連絡
副総看護師長 … 3. 4委員への電話連絡
ケースワーカー … 5. 6委員への電話連絡
3. 3病棟運営会議の判断により、必要に応じ病院は病院車による広報活動を実施する。
4. 3病棟運営会議の判断により、必要に応じ病院は自治体関係委員に対し広報活動等具体的な行動要請を行う。
5. 事件が解決した場合も、1. 2. の手順で連絡を行う。

無断退去時等の対応方法（関係機関との調整状況も含む）

（無断退去者に対する医療観察法規定 法第99条）

- 1 指定入院医療機関職員は無断退去者を連れ戻すことができる。
- 2 連れ戻しが困難な場合、病院管理者は警察に協力を求めることができる。
- 3 対象者が行方不明となった場合、病院管理者は警察に所在調査を求めねばならない。
- 4 警察官は対象者を発見後直ちに病院管理者に通知しなければならない。その場合警察官は24時間を限り、対象者を適当な場所に保護する事が出来る。
- 5 無断退去後48時間以上経過した場合、裁判官が発する連戻状が必要である。

（無断退去の定義）

以下の場合は無断退去者と判断する。

- 1 建物からの離院
- 2 外出・外泊時、同行者から離脱
- 3 特定時間の外出許可から戻ってこない。
- 4 外泊から戻ってこない。

（無断退去の防止）

- 1 病棟内に常時セキュリティスタッフを配置する。中庭レク時にはさらにセキュリティスタッフを配置する。
- 2 急性期には、院外外出（他科受診を除く）・外泊を行わない。
- 3 回復期には、治療評価会議で対象者の評価を実施のうえ、職員同伴院内・院外外出を実施する。
- 4 社会復帰期には、治療評価会議で危険評価を実施のうえ、職員同伴外出・職員同行外泊を実施する。
- 5 同行する職員は、携帯電話を持参し、緊急時にただちに連絡をとれる体制にする。外泊時には、地元機関と緊急連絡できる。
- 6 3病棟は、定時に人員確認を実施する。
- 7 入院後すみやかに以下の項目をチェックし、患者探索情報表を作成する。
 - 1) 目印となりそうな傷跡や外見（説明同意の上、顔写真を撮影または入手）
 - 2) 患者が尋ねてゆきそうな住所
 - 3) 地域社会内で攻撃の対象となりそうな人
 - 4) その他

（外出・外泊検討時の留意点）

- 1 共通評価項目の特に内省およびコンプライアンスの項目を重視して評価する。
- 2 治療意欲を引き出す試みを実施済みであること
- 3 無断退去した場合の処遇を対象者に十分説明済みであること
- 4 服装や言動の変化がないか観察する
- 5 過去の無断退去歴がある場合は特に慎重に検討する

（無断退去時介入）

以下の分類に従い、手順に従い対応する。

- 1 平日日勤外出時
- 2 時間外外出時
- 3 平日日勤外泊時
- 4 時間外外泊時

（患者探索情報）

所定の表に記入し、守山警察および地元警察に連絡する。

— 平日日勤帯用 — ■ 病棟内からの無断退去対応手順

- 1 離院を企てる行動を起こした患者が出た場合は直ちにパニックアラームを鳴らす。
 - 2 同時にセキュリティスタッフ等が患者の行動を阻止する。
 - 3 リーダーは『正門緊急招集』をコールし、正門警備に正門を閉じるよう依頼。
 - 4 阻止できずに病院敷地外に出てしまった場合はセキュリティスタッフ等が追跡する。追いついた場合はセキュリティスタッフ等の3名でCVPPPチームテクニクスを発動し、安全に身柄を確保する。
 - 5 万が一見失った場合は、セキュリティスタッフ等が探索を続行する。
 - 6 無断退去および企図を発見した職員は、3病棟師長に連絡する。
 - 7 連絡を受けた3病棟師長は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
 - 8 院長は緊急時運営会議を招集し、時間内緊急出動班を派遣・警察への通報、地域関係機関等への連絡について協議し、決定する。
院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
 - 9 ただちに連れ戻せない場合守山警察署へ通報する。その場合、院長名で所定の事項を記入し届け出る。
- *まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
- A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 10 警察への通報と同時に、連絡担当者は地域連絡会議緊急連絡表に基づき地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。指示を受けた職員は、厚生局・名古屋市・尾張旭市・愛知県・保護観察所・裁判所等の関係機関に連絡する。
 - 11 病棟管理者は適切な親類など関係者に知らせる。
 - 12 担当警察官と十分連携する。
 - 13 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
 - 14 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師及び看護師などよりなるチームを組む。
 - 15 患者が帰院した場合、連絡担当者は、地域連絡会議構成員および職員全員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
 - 16 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

- 1 同行していた職員は、携帯電話（院内はPHS）で3病棟師長にただちに連絡する。
- 2 同行職員は、ただちに言語的介入を試みながら追跡し、事前検討に従って身体的介入を試みる。
- 3 連絡を受けた3病棟師長は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
- 4 院長は緊急時運営会議を招集し、時間内緊急出動班を派遣する。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 5 ただちに連れ戻せない場合守山警察署へ通報する。その場合、院長名で所定の事項を記入し届け出る。（離院後30分を目安）
 - *まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 警察への通報と同時に、連絡担当者は地域連絡会議緊急連絡表で地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 7 地域連絡会議緊急時連絡方法に従って地域住民に連絡する。
- 8 病棟管理者は適切な親類など関係者に知らせる。
- 9 担当警察官と十分連携する。
- 10 無断退去の詳細記録を出来るだけ早くまとめ、治療評価会議で現時点でのリスク評価とリスク管理を検討する。
- 11 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 12 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 13 患者が帰院した場合、連絡担当者は、地域連絡会議構成員および職員全員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 14 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

— 平日日勤帯用 — ■ 外泊時の無断退去対応手順

- 1 外泊時に無断退去した場合、同行職員はただちに携帯電話で 3 病棟師長に報告する。
- 2 連絡を受けた指定病棟師長は、ただちに、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
- 3 院長はただちに緊急時運営会議を開催し、警察への届出等を判断し、同行職員の携帯電話に指示を伝える。また、居住地社会復帰調整官に連絡する。
- 4 外泊同行時に職員は、あらかじめ患者探索情報表を持参する。
- 5 同行職員は、警察に届ける場合、ただちに最寄りの警察にまず電話で、つぎに出向いて報告する。
 - * まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 同行職員は、関係のある親類等へ連絡を行う。
- 7 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 8 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 9 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

－時間外用－ ■病棟内からの無断退去対応手順

- 1 離院を企てる行動を起こした患者が出た場合は直ちにパニックアラームを鳴らす。
 - 2 同時にセキュリティスタッフ等が患者の行動を阻止する。
 - 3 リーダーは『正門緊急招集』をコールし、正門警備に正門を閉じるよう依頼。
 - 4 阻止できずに病院敷地外に出てしまった場合はセキュリティスタッフ等が追跡する。追いついた場合はセキュリティスタッフ等の3名でCVPPPチームテクニクスを発動し、安全に身柄を確保する。
 - 5 万が一見失った場合は、セキュリティスタッフ等が探索を続行する。
 - 6 3病棟リーダーは、当直医師、当直師長、事務当直に連絡する。
 - 7 事務当直は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、3病棟師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡する。
 - 8 当直医は、病院長、司法精神医学部長、主治医などと連絡をとり、警察への通報、地域関係機関への連絡について協議し、決定する。この際には、事前に病院長（不在時、副院長または司法精神医学部長）の承認を得るのを原則とする。
 - 9 ただちに連れ戻せない場合守山警察署へ通報する。その場合、院長名で所定の事項を記入し届け出る。その場合、院長名で所定の事項を記入し届け出る。
- *まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
- A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 10 警察への通報と同時に、連絡担当者は地域連絡会議緊急連絡表で地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。指示を受けた職員は、厚生局・名古屋市・尾張旭市・愛知県・保護観察所・裁判所等の関係機関に連絡する。
 - 11 病棟管理者は適切な親類など関係者に知らせる。
 - 12 担当警察官と十分連携する。
 - 13 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
 - 14 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師及び看護師などよりなるチームを組む。
 - 15 患者が帰院した場合、連絡担当者は、地域連絡会議構成員および職員全員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
 - 16 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

— 時間外用 —

■ 外出時の無断退去対応手順

- 1 同行していた職員は、携帯電話で指定病棟リーダーにただちに連絡する。
- 2 連絡を受けた 3 病棟リーダーは、当直医師、当直師長、事務当直に連絡する。
- 3 事務当直は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、3 病棟師長、専任リスクマネージャー、主治医、受け持ち看護師に連絡し、招集をかける。
- 4 院長の指示で、当直師長、事務当直・当直医師は、時間外緊急出動班を召集し派遣する。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 5 ただちに連れ戻せない場合、当直医師は、守山警察署へ通報する。その場合、病院長名で所定の事項を記入し届け出る。
 - * まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 6 警察への通報と同時に、連絡担当者は地域連絡会議緊急時連絡表で地域連絡会議構成員に連絡する。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 7 事務当直は、地域連絡会議緊急時連絡手順に従って地域に連絡する。
- 8 病棟管理者の指示のもと、指定病棟リーダーは適切な親類など関係者に知らせる。
- 9 担当警察官と十分連携する。
- 10 無断退去の詳細記録を出来るだけ早くまとめ、治療評価会議で現時点でのリスク評価とリスク管理を検討する。
- 11 無断退去が 48 時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 12 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなるチームを組む。
- 13 患者が帰院した場合、連絡担当者は、地域連絡会議構成員及び職員全員にそのことを伝える。連絡の順番は、守山警察署、各学区代表者を優先する。
- 14 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

一時間外用一

■外泊時の無断退去時手順

- 1 外泊時に無断退去した場合、同行職員はただちに携帯電話で3病棟リーダーに報告する。
- 2 連絡を受けた3病棟リーダーは、ただちに、当直医師、当直看護師長、事務当直に連絡する。
- 3 事務当直は、院長、副院長、事務長、司法精神医学部長、総看護師長、副総看護師長、専任リスクマネージャー、主治医、3病棟看護師長に連絡し、院長の指示で、警察への届出を行うか判断し、同行職員の携帯電話に指示を伝える。院長不在時は、副院長および司法精神医学部長が院長を代理する。
- 4 同行職員は、警察に届ける場合、ただちに最寄りの警察にまず電話で、ついで出向いて報告する。
*まず電話で、患者探索情報表に従って以下の事項を伝え、警察の担当者の名前を確認し電話時刻を記録する。電話の後に文書で提出する。
 - A 患者の住所、氏名、性別、生年月日
 - B 離院年月日および時刻
 - C 症状の概要
 - D 人相、姿かたち、服装など
 - E 入院年月日
 - F 対象行為
 - G 保護者など関係者の住所、氏名
 - H 無断退去の詳しい状況
 - I リスク評価の内容
 - J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報
- 5 同行職員は、関係のある親類等へ連絡を行う。
- 6 無断退去が48時間を超過した場合、院長は詳細記録をまとめて地方裁判所に連戻状の請求を行う。
- 7 患者が発見された場合、必要なら警察と連携して連れ戻しに行く。この場合、医師および看護師などよりなる緊急連れ戻しチームを組む。
- 8 連れ戻した後に、治療評価会議でリスク評価を実施し、報告書を医療安全管理委員会に提出する。

患者探索情報

A 患者の住所、氏名、性別、生年月日

氏名 _____ 男・女 生年月日 _____

住所 _____ 電話 _____

B 離院年月日および時刻 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

C 症状の概要

D 人相、姿かたち、服装など

E 入院年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

F 対象行為 _____

G 保護者など関係者の住所、氏名

関係者氏名 _____ 本人との関係 _____

関係者住所 _____ 電話 _____

H 無断退去の詳しい状況

I リスク評価の内容

J 特に危険が及ぶと判断された人物の情報

人物名 _____ 本人との関係 _____

その人物の住所 _____ 電話 _____

その人物の情報 _____

— 時間内用 — 3 病棟緊急出動班 () 枚目

患者氏名 _____ 生年月日 _____

探索年月日 _____

3 病棟師長 _____ 司法精神医学部長 _____

Aチーム(院外車探索) 車は4名1組

車No__ 3 病棟 3 名 (看護師) 事務職員1名 搜索場所 _____

看護師 1 _____ 2 _____ 3 _____

事務職員 1 _____

車No__ 3 病棟 3 名 (看護師) 事務職員1名 搜索場所 _____

看護師 4 _____ 5 _____ 6 _____

事務職員 2 _____

車No__ 3 病棟 3 名 (看護師) 事務職員1名 搜索場所 _____

看護師 7 _____ 8 _____ 9 _____

事務職員 3 _____

Bチーム(院内徒歩探索)

徒歩No__ 他の病棟 2名 搜索場所 _____

職員10 所属 _____ 氏名 _____

職員11 所属 _____ 氏名 _____

徒歩No__ 他の病棟 2名 搜索場所 _____

職員13 所属 _____ 氏名 _____

職員14 所属 _____ 氏名 _____

—時間外用—

3病棟緊急出動班 () 枚目

患者氏名 _____ 生年月日 _____

探索年月日 _____ 3病棟リーダー _____

医師当直 _____ 看護師長当直 _____

Aチーム(院外探索)

車No__ 3病棟勤務職員 2名 緊急招集職員1名 緊急招集事務職員1名

3病棟勤務看護師1 _____

3病棟勤務看護師2 _____

3病棟緊急召集看護職員1 _____ 氏名 _____

緊急召集事務職員1 所属 _____ 氏名 _____

車No__ 3病棟緊急召集職員 3名 (看護師)

3病棟緊急召集看護職員2 _____ 氏名 _____

3病棟緊急召集看護職員3 _____ 氏名 _____

3病棟緊急召集看護職員4 _____ 氏名 _____

緊急召集事務職員2 所属 _____ 氏名 _____

Bチーム(院内探索)

院内No__
3病棟緊急召集看護職員5 _____

3病棟緊急召集看護職員6 _____

院内No__

他の病棟緊急召集看護職員1 所属 _____ 氏名 _____

他の病棟緊急召集看護職員2 所属 _____ 氏名 _____

(例)

地域連絡会議委員各位

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
院長 舟橋龍秀

医療観察法入院患者の離院について

本日、東尾張病院において、医療観察法に基づき入院中の患者が病院敷地外へ離院する、という事故が発生しましたので、取り急ぎ概要等について下記のとおりご連絡いたします。

現在、病院では関係機関と連携のうえ、全力で当該患者の捜索を行なっています。

なお、患者を見かけたという情報や疑問の点などがございましたら、下記担当までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

離院患者の特徴など

1. 年齢・性別	・20歳代 男性
2. 体格・服装など特徴	・身長 170cm程 体重 60kg やせ型 ・服装 緑のフード付トレーナー、緑のパーカー ・所持金 不明 ・会話 まとまりなく、ぶっきらぼう
3. 離院日時及び離院時の状況	19年2月1日(木) 11時頃 ・病棟内中庭でのレクリエーション中にフェンスを乗り越え離院しました。 ・離院時凶器などは所持しておらず、職員に危害も加えていません。
4. 離院方向	・現時点で不明です。 ・自宅方面(病院より西部)へ向かった可能性が高いと思われます。
5. 病名及び症状	・病名 統合失調症 ・症状 ○○の幻覚、妄想は活発で、時折、会話中なども独り言や空笑いが見られるが、人への危害行動は見られません。
6. 治療の段階	1 急性期(入院早期)の患者で、投薬などによる治療初期の段階です。 2 回復期(入院中期)の患者で、自己管理を行える段階です。 3 社会復帰期(入院後期)の患者で、退院に向け訓練している段階です。
7. 危険度予想など	1 現在の症状から、人への危害、家への侵入などが予想されます。 2 現時点では、人への危害、家への侵入などは予想されません。
8. その他参考事項	

広報の段階

1	病院職員で近隣の住民の方に広報活動中です。
2	下記、自治体関係者の方は広報活動のご協力をお願いします。(広報内容は別紙参照) 守山警察署 名古屋市大森北学区 名古屋市志段味西学区 尾張旭市白鳳学校区 尾張旭市城山学校区
3	病院において、マスコミへの情報提供を実施します。

(連絡・照会先)

〒463-0802 名古屋市守山区大森北2丁目1301
独立行政法人国立病院機構東尾張病院
TEL 052-798-9711 (代)
FAX 052-798-5554

担当: 事務長、司法医学部長、庶務係長

(例)

地域連絡会議委員各位

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
院長 舟橋龍秀

医療観察法入院患者の離院について

本日、11時20分第一報にてご連絡しました離院事故について、その後の状況を下記のとおりご連絡いたします。特に、追加変更部分は で表しています。

現在、病院では関係機関と連携のうえ、名古屋市大森北方面に絞り、全力で当該患者の捜索を行っています。

なお、患者を見かけたという情報や疑問の点などがございましたら、下記担当までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

離院患者の特徴など

1. 年齢・性別	・20歳代 男性
2. 体格・服装など特徴	・身長 170cm程 体重 60kg やせ型 ・服装 緑のフード付トレーナー、黒のジャージズボン ・所持金 100円 ・会話 まとまりなく、ぶっきらぼう
3. 離院日時及び離院時の状況	19年2月1日(木) 11時頃 ・病棟内中庭でのレクリエーション中にフェンスを乗り越え離院しました。 ・離院時凶器などは所持しておらず、職員に危害も加えていません。
4. 離院方向	・ <u>名古屋市大森北方面へ向かうのを見た</u> との情報がありました。 ・自宅方面(病院より西部)へ向かった可能性が高いと思われます。
5. 病名及び症状	・病名 統合失調症 ・症状 ○○の幻覚、妄想は活発で、時折、会話中なども独り言や空笑いが見られるが、人への危害行動は見られません。
6. 治療の段階	1 急性期(入院早期)の患者で、投薬などによる治療初期の段階です。 2 回復期(入院中期)の患者で、自己管理を行える段階です。 3 社会復帰期(入院後期)の患者で、退院に向け訓練している段階です。
7. 危険度予想など	1 現在の症状から、人への危害、家への侵入などが予想されます。 2 現時点では、人への危害、家への侵入などは予想されません。
8. その他参考事項	

広報の段階

1	病院職員で近隣の住民の方に広報活動中です。
2	下記、自治体関係者の方は広報活動のご協力をお願いします。(広報内容は別紙参照) <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">守山警察署</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋市大森北学区</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">名古屋市志段味西学区</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">尾張旭市白鳳学校区</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">尾張旭市城山学校区</div> </div>
3	病院において、マスコミへの情報提供を実施します。

(連絡・照会先)

〒463-0802 名古屋市守山区大森北2丁目1301
独立行政法人国立病院機構東尾張病院
TEL 052-798-9711(代)
FAX 052-798-5554

担当： 事務長、司法医学部長、庶務係長

お知らせ

1. 本日午前11時頃、医療観察法に基づき入院中の患者が病院敷地から離院した、との連絡が東尾張病院からありました。
2. 現在の状況などは次のとおりです。
 1. 患者の特徴
 - ・20歳代 男性
 - ・身長 170cm程 体重 60kg やせ型
 - ・服装 緑のフード付トレーナー、黒のジャージズボン
 2. 離院の状況
 - ・病棟中庭でのレクリエーション中にフェンスを乗り越え離院した
 3. 病名・症状
 - ・統合失調症
 - ・〇〇の幻覚、妄想は活発で、時折、会話中なども独り言や空笑いが見られるが、人への危害行動は見られません。
3. 名古屋市大森北方面に向かうのを見たとの情報もあり、現在、病院及び守山警察署がこの付近を中心に患者の捜索を行なっています。
4. 病院からは、この患者は現時点では人に危害を加えるなどの危険は少ない、と聞いていますが、ご注意ください。
5. なお、何か情報や疑問点などありましたら、東尾張病院下記担当までご連絡ください。

(連絡・照会先)

〒463-0802 名古屋市守山区大森北2丁目1301
独立行政法人国立病院機構東尾張病院
TEL 052-798-9711 (代)
FAX 052-798-5554
担当： 事務長、司法医学部長、庶務係長

平成19年2月1日(木) 14時 10分

最終報

(例)

地域連絡会議委員各位

独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
院長 舟橋龍秀

医療観察法入院患者の帰院のお知らせ

本日、東尾張病院医療観察法病棟を11時頃に離院しました20歳代、男性の患者は、
本日、14時頃に、名古屋市大森北5丁目付近の路上で、捜索中の病院職員が発見保護し
病院に戻りました、のでお知らせします。
皆様には、多大なご迷惑をおかけし誠に申し訳ありませんでした。
また、ご協力をいただきありがとうございました。
何か、ご質問等ございましたら下記担当までご連絡ください。

(連絡・照会先)

〒463-0802 名古屋市守山区大森北2丁目1301
独立行政法人国立病院機構東尾張病院
TEL 052-798-9711 (代)
FAX 052-798-5554
担当： 事務長、司法医学部長、庶務係長